

第 4 5 号 議 案

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例等の一部を改正する条例

（亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）
第 1 条 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年亀岡市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

（亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）
第 2 条 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 9 年亀岡市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

（亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）
第 3 条 亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 4 年亀岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の

9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例等の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係する条例について規定整備を図ること。
- 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行すること。